

リスク・ニード・リスポンシビティモデルを踏まえた保護観察処遇についての考察

Theoretical Study on Probation and Parole Treatment for Offenders in Japan: Based on the Risk-Need-Responsivity Model

勝田 聡
KATSUTA Satoshi

要旨 近年、欧米諸国では、犯罪者処遇において、リスク・ニード・リスポンシビティ (RNR) モデルに準拠することが、再犯防止に効果的であるとされてきている。RNRモデルとは、(a) 再犯リスクの高さに応じ、(b) 再犯を誘発する要因に焦点を当て、(c) 犯罪者に適合するように実施することを重視する犯罪者処遇のモデルである。RNRモデルには再犯減少のエビデンスが認められるとして、日本の保護観察にも定着させるべきとの指摘がある。しかし、日本の保護観察処遇を、RNRモデルを踏まえつつ具体的に整理した議論はみられない。本稿においては、RNRモデルに関する先行研究を概観した上で、日本の保護観察制度を検討した。その結果、現行の保護観察の具体的な枠組みや処遇の中に、RNRモデルの3つの要素が含まれていることが示された。加えて、より効果的な保護観察処遇のために、保護観察官に求められる、保護観察対象者のアセスメントや保護観察処遇の観点について論じた。

はじめに—日本の保護観察の仕組み—

犯罪者や非行少年の再犯や再非行を防止することによって、安心、安全な社会を構築することは、国民の願いであるとともに、国家の重要課題である。犯罪者や非行少年を対象とした処遇の一つに、社会内処遇である保護観察がある。保護観察の基本法である更生保護法第1条（以下、単に「法」）によれば、更生保護の目的は、犯罪者や非行少年を対象として、社会内において適切な処遇を行うことにより、再犯や再非行を防止し、善良な社会の一員としての自立と改善更生を助けることなどを通じて、社会の保護と個人及び公共の福祉の増進を図ることである。

ここで、保護観察の仕組みを簡潔に示しておきたい。保護観察の対象者は5種類である。具体的には、家庭裁判所において保護観察処分を受けた保護観察処分少年、少年院からの仮退院を許された少年院仮退院者、刑事施設からの仮釈放を許された仮釈放者、保護観察付執行猶予の言渡しを受けた保護観察付執行猶予者ならびに婦人補導院仮退院者である（法第48条、売春防止法第26条第1項）。

保護観察は、保護観察対象者の行動に関する一定の枠組みを設けることから始まる。具体的には、一般遵守事項（法第50条）、特別遵守事項（法第51条）ならびに生活行動指針（法第56条）が定められる。一般遵守事項とは、保護観察対象者に共通する事項を法定したものである。その内容は、(a) 健全な生活を送ること、(b) 誠実に保護観察官や保護司の指導を受けること、(c) 一定の住居で居住し、転居や旅行をする場合には許可を得ることなどである。特別遵守事項とは、個々の保護観察対象者について特に必要と認められる場合

に付されるものである。(a) 犯罪や非行に結びつくおそれのある特定の行動（たとえば不良交友）の禁止、(b) 健全な生活態度を保持するための特定の行動（たとえば就労）の実行又は継続、(c) 専門的処遇プログラム¹⁾の受講などの事項の中から設定する。特別遵守事項のうち特定の行動の禁止と、特定の行動の実行又は継続は、健全な生活を送ることという一般遵守事項を具体化するものである（鎌田、2007）。

保護観察対象者は、一般遵守事項と特別遵守事項を遵守することを法的に義務付けられている。加えて、保護観察対象者が遵守事項に違反した場合には、矯正施設への収容を伴う不良措置が可能となる。すなわち、(a) 保護観察処分少年を少年院等に送致する処分（法第67条第2項、少年法第26条の4）、(b) 少年院仮退院者を少年院に戻す処分（法第71条、第72条）、(c) 仮釈放を取り消す処分（法第75条、刑法第29条第1項）、(d) 執行猶予の言渡しを取り消す処分（法第79条、刑法第26条の2）などである。

生活行動指針は、保護観察所の長が、保護観察対象者の生活又は行動の指針を定め、その指針に従うことを保護観察対象者に法的に義務付けるものである（法第56条）。生活行動指針は、その違反に対する不良措置の規定がないという意味において、遵守事項よりもゆるやかな枠組みである。

保護観察は、常勤の国家公務員である保護観察官や民間の篤志家である保護司が、保護観察対象者に遵守事項と生活行動指針を守らせるよう、指導監督と補導援護を行うことにより実施される（法第49条第1項）。一定の保護観察期間が経過し、保護観察対象者が健全な生活態度を保持しており、かつ、確実に改善更生していくと認められる場合には、保護観察期間をその途中で打ち切る良好措置がなされることがある。具体的には、(a) 保護観察処分少年の保護観察の解除（法第69条）、(b) 少年院仮退院者の退院（法第74条）、(c) 不定期刑を言い渡された仮釈放者の不定期刑の終了（法第78条）である。この他にも、保護観察付執行猶予者について、遵守事項の一部を免除し、面接等の保護観察処遇を中断する措置である保護観察の仮解除（法第81条、刑法第25条の2第2項）がある。

1 問題と目的

Andrews, Bonta, & Hoge (1990) は、犯罪学に関する先行研究のエビデンスを統合し、犯罪者処遇におけるリスク・ニード・リスポンシビティ (Risk-Need-Responsivity) モデルを提唱した。RNRモデルによれば、効果的な犯罪者処遇を行うためには、(a) 再犯リスクの高低に応じた密度により、(b) 再犯に結びつく要因に焦点を当てて、(c) 一般的あるいは個別的に応答性の高い方法を採用することが重要であるという (Andrews & Bonta, 2010)。

RNRモデルは、多くの先行研究によって支持されてきた。たとえば、Andrews & Dowden (2006) は、225の研究のメタ分析の結果、犯罪者処遇においては、RNRモデル、特に、ニードとリスポンシビティに関する考え方に適合した処遇プログラムが、再犯の減少に最も効果があることを見いだした。Hanson, Bourgon, Helmus, & Hodgson (2009) は、23研究のメタ分析の結果、性犯罪者処遇において、RNRモデルを基盤とした処遇が、最も再犯を減少させていることを明らかにした。Prendergast, Pearson, Podus, Hamilton, & Greenwell (2013) は、232の先行研究のメタ分析の結果、RNRモデルに適合した犯罪者処遇は、薬物乱用者の再犯の減少に効果的であるとした。Ogloff & Davis (2004) によれば、カナダ、アメリカ、オーストラリア、イギリス、その他のヨーロッパ諸国における犯罪者

処遇の実務では、再犯リスクとニーズのアセスメントが実施されてきているという。

Andrews, Bonta, & Wormith (2011) は、個々の犯罪者の心理状態や行動変化の状況に適した犯罪者処遇のためには、RNRモデルと多理論統合モデル (Prochaska & Norcross, 2014) の両者を併用することが有益であると指摘した。何人かの論者も犯罪者処遇への多理論統合モデル、特に変化の段階の理論が有益であるとしてきている (Daniels & Murphy, 1997; Tierney & McCabe, 2005; Walters, Clark, Gingerich, & Meltzer, 2007; Wong, Gordon, & Gu, 2007; Yong, Williams, Provan, Clarke, & Sinclair, 2015)。

Bonta (2012) は、(a) RNRモデルの基盤は、人種や文化によって左右されない一般的な心理学である認知社会的学習理論に立脚していること、(b) 先行研究において再犯リスクの要因には性別や民族などを通じた普遍性が認められていること、ならびに、(c) 先行研究によってRNRモデルの有効性が認められていることを踏まえるならば、同モデルは、日本の保護観察処遇において有用であると論じた。染田 (2012) も、RNRモデルには再犯減少のエビデンスが認められるとして、日本の社会内処遇に同モデルの定着を図るべきであると主張した。

保護観察の基本的な方針について、法令は次のように規定している。まず、保護観察においては、保護観察対象者の性格、年齢、経歴、心身の状況等を考慮して、最もふさわしい方法を選択することとされている (法第3条)。加えて、保護観察における指導監督は、保護観察対象者の個々の状況を考慮し、犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動をする可能性と、保護観察対象者の改善更生に係る状態の変化を的確に把握し、必要かつ相当な限度で行うことと規定されている (犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則 [以下、単に「規則」] 第41条第1項)。これらの規定には、再犯リスクの高低を考慮すること、再犯を誘発する要因に焦点を当てること、個々の保護観察対象者に適合する方法をとることが含まれており、RNRモデルを包含していると言えるだろう。しかし、日本の保護観察処遇について、RNRモデルを踏まえつつ具体的に整理した議論はみられない。

本稿においては、まず、RNRモデルと多理論統合モデル (特に、変化の段階の理論) に関する先行研究の概要を示した。次に、先行研究から明らかになったRNRモデルと多理論統合モデルの機能と限界を踏まえつつ、日本の保護観察処遇におけるいくつかの制度について考察した。具体的には、日本の保護観察において、(a) 保護観察処遇の密度や焦点を決定している段階別処遇制度、(b) 犯罪を反復する傾向のある人に適合するように実施されている専門的処遇プログラムの制度、ならびに、(c) 再犯や再非行防止の必要性や保護観察継続の是非に関する重要な判断である不良措置と良好措置を取り上げることとした。さらに、RNRモデルと多理論統合モデルを踏まえ、より効果的な保護観察処遇のために、保護観察官に求められる観点について論じた。

2 先行研究の概要

2.1 RNRモデルに関する先行研究

本節では、欧米諸国を中心に犯罪者処遇の分野で広く活用されているRNRモデルに関する先行研究を示す。Andrews et al. (1990) は、犯罪学に関する先行研究のエビデンスを統合し、RNRモデルを提唱した。Andrews & Bonta (2010) による最新のRNRモデルの内容

をまとめると次のようになる。

RNRモデルは、リスク、ニードならびにリスポンシビティの3つの要素によって構成されている。第1に、リスクに関しては、再犯の危険性の高低に応じた処遇を行うことが有益であるとした。これは、再犯リスクが高い犯罪者には接触頻度を高めるなどの濃密な処遇を行うことを意味するという。犯罪のリスク要因の具体について、Andrews & Bonta (2010) は、先行研究を検討した結果、次の8要因であるとした。すなわち、(a) 反社会的行動の経歴（たとえば、犯罪行動を開始した年齢の若さ、犯罪歴の多さ）、(b) 反社会的人格態度（たとえば、衝動性、自己中心性）、(c) 反社会的認知（たとえば、犯罪の肯定、正当化）、(d) 反社会的な仲間、(e) 家庭環境、(f) 学業や仕事、(g) 余暇、(h) 物質乱用である。これらが複合的に作用して犯罪行動に結び付いているという²⁾。

第2に、Andrews & Bonta (2010) は、ニードに関しては、犯罪を誘発する要因と誘発しない要因を識別し、前者を再犯防止のために必要な要因として犯罪者処遇の対象とすることを重視した。この考え方は、再犯とは直接関係のない要因（たとえば、運動不足）を処遇の焦点としないということも含意しているという。なお、処遇の焦点は、結果的には再犯リスク要因と一致することが通例である。たとえば、不良交友が再犯リスク要因である人には、交友関係の改善に焦点を当てた指導を行うことになる。

Ward & Stewart (2003) は、RNRモデルを批判し、ニードに関する新たな観点を提示した。彼らによれば、人間は、他者との関係性、能力、自律性などを含む基本的ニーズを追求する性向を生来的に有しているという。そして、基本的ニーズを追求する際の内的条件（たとえば、スキル、能力、ビリーフ、態度、価値）と外的条件（たとえば、教育、親の養育、社会的サポート、機会）によって、その結果が左右されるとした。そして、犯罪とは、基本的ニーズを追求する手段や方法の誤りによって、人間的福利の獲得に失敗した行動であるという。彼らは、犯罪者処遇においては、上記の内的条件と外的条件を整えることが重要であるとし、これらの考え方を、良き人生モデル (Good Lives model) と名づけた。Ward, Mann, & Gannon (2007) も、犯罪者処遇を通じて、犯罪者が自分の人生の目標や価値の実現のための社会適応的な方法をとることができるようになることが重要であるとした。Andrews et al. (2011) によれば、人間の福利の充足に焦点を当てた犯罪者処遇も、再犯リスクを低下させるために有益な方法の一つであり、RNRモデルと対立するものではないという。Ward, Yates, & Willis (2012) も、良き人生モデルはRNRモデルを補強するものであるとした。

第3に、Andrews & Bonta (2010) は、リスポンシビティに関して、犯罪者処遇においては、処遇の対象となる人の状況に適合した、その人々の応答性が高い方法を採用することが重要であるとした。リスポンシビティには、一般的な観点と個別的な観点があるという。彼らは、リスポンシビティの一般的な観点として、犯罪者に新たな態度や行動を学習させるために最も効果的な技法を用いることが有益であると主張した。リスポンシビティの一般的な観点に関して、Andrews & Bonta (2010) は、認知行動療法の考え方に基づくアプローチが、犯罪者の再犯防止のための処遇の手法として効果的であり、反社会的思考を社会適応的思考に変化させることが重要であると指摘した。この変化のプロセスは、具体的には、

(a) 自分の思考が行動に結びつくことを理解させ、(b) 問題行動に関係する思考パターンを特定する方法を教え、(c) 反社会的認知の代替となる社会適応的認知を教え、(d) 新た

な認知行動的スキルを定着させる、というステップを踏むという。

Andrews & Bonta (2010) は、リスポンシビティの個別的観点として、犯罪者の個別性を考慮することが重要であるとした。個別的観点において考慮すべき事項は、個々の犯罪者の (a) 認知／対人関係スキルの程度、(b) 対人不安、(c) 反社会的パーソナリティ、(d) 変化のための社会的サポートの弱さ、(e) 性別、(f) 年齢、(g) 人種／文化的考慮、(h) 精神障害、(i) 動機づけ、(j) ストレngth（強み）等であるという。これらのうち、動機づけに関しては、Andrews et al. (2011) は、多理論統合モデル、特に行動変化の段階の理論 (Prochaska, DiClemente, & Norcross, 1992) を踏まえて、犯罪者の変化への動機づけの高さをアセスメントし、変化の段階や動機づけの高さに応じた犯罪者処遇を行うことが重要であるとした。

2.2 多理論統合モデルと変化の段階の理論

Prochaska et al. (1992) は、喫煙やアルコール乱用などの依存行動が改善する過程について、変化の段階の理論を提唱した。Prochaska & Norcross (2014) は、最新の知見を踏まえて、代表的な心理療法のシステムを系統的、包括的に記述し、それらの統合的な枠組みを示した。すなわち、(a) 変化のプロセス、(b) 変化の段階ならびに (c) 変化のレベルという 3 つの観点を統合した、心理療法の多理論統合モデルである。これら 3 要素について以下に要約する。

まず、第 1 に、Prochaska & Norcross (2014) は、変化のプロセスについて、人が、特定の問題や生活パターンに関係する情動、考え、行動、関係性を変えようとする活動であると定義した。具体的には、(a) 自覚の高まり：問題の原因、結果、解決策に気付くこと、(b) カタルシス：問題行動と関連する感情を解消すること、(c) 自己の再評価：自分自身と自分の問題を柔軟に評価すること、(d) 環境の再評価：自分の行動の周囲への影響を考えること、(e) 自己の解放：自分を変化させる力を自分が持っていると感じること、(f) 随伴性マネジメント、(g) 拮抗条件付け、および (h) 刺激コントロールであるという。彼らは、これらのプロセスを効果的に進めるためには、行動変化の段階に適合した治療や介入を行うことが必要であるとした。

次に、Prochaska & Norcross (2014) は、変化の段階について、変化のサイクルにおける個人のレディネスに関する態度、意図、ならびに行動の段階を示すものと定義した。具体的には、行動変化は、(a) 前熟考段階、(b) 熟考段階、(c) 準備段階、(d) 実行段階、(e) 維持段階ならびに (f) 終結段階の 6 つの連続した段階を移行し、変化がうまくいかなければ、前の段階に戻ってやり直すことになるという。彼らによれば、前熟考段階は、行動を当面変える意思を持っていない段階であり、人は、自分の問題に気付いておらず、自分の問題をみつめることに抵抗を示すという。次に、熟考段階は、問題に気付き、問題を克服しようとして真剣に考えている段階であるとした。準備段階は行動を変えるための計画を立てる段階であり、目標と優先順位の設定が重要であるという。実行段階は問題克服のために行動を起こす段階とされた。Prochaska & Norcross (2014) は、実行段階における行動の開始は、外部から明らかに把握できるため、この段階で行動の変化が起きたと見誤ることが多いが、行動の変化を続けるためには、行動開始後に行動を維持するための努力が必須であることを強調した。維持段階では、行動変化を強固なものにし、段階の後戻りを防ぐこ

とが必要であるという。彼らは、行動変化を実行する人のほとんどが、最初の一度目だけでは、行動変化の成果の維持に失敗すると指摘した。人の変化は、各段階を逆戻りしたり、繰り返したりしながら螺旋状に進んでいくものであるという。

行動変化のモデルに対しては、Bandura (1997, 1998) が理論的な批判をした。Bandura (1998) は、前熟考段階と熟考段階は、行動変化の意欲の程度の相違であり、準備段階、実行段階ならびに維持段階は、行動をどの程度継続したのかという問題であると指摘した。すなわち、変化の段階は、種類の相違というよりも、行動の適用における一定性と継続性のグラデュエーションにすぎないという。Herzog & Blagg (2007) は、喫煙者への調査の結果から、前熟考段階の人であっても、禁煙について考えていることを見出し、前熟考、熟考、準備の段階は質的に異なるカテゴリではないと論じた。Hemphill & Howell (2000) も、非行少年への質問紙調査の結果から、前熟考、熟考、行動、維持の4段階は独立したものではなく、感情、行動、考えの3因子構造であるとした。

Pochaska & Norcross (2014) は、第3の観点である変化のレベルとは、心理療法で焦点を当てる心理的問題の階層であるとした。具体的には、(a) 症状／状況、(b) 不適応的認知、(c) 対人葛藤、(d) 家族／システムの葛藤、(e) 個人内葛藤という5段階であり、この順に深いレベルとなるという。

Prochaska & Norcross (2014) は、以上に述べた3つの観点を統合し、何（レベル）を、いつ（段階）、どのように（プロセス）して、問題にアプローチするかについての基本的な構造を明らかにし、主要な心理療法の理論を含む、効果的な介入のモデルを示した。たとえば、彼らによれば、認知療法は準備段階から実行段階までの段階において、不適切な認知のレベルに働きかけるときに最も効果的であり、行動療法は実行段階から維持段階の段階において、症状／状況のレベルに焦点を当てる場合に奏功するという。加えて、行動志向的な心理療法は、準備期と実行期の人にかなり効果的であるが、前熟考期と熟考期の人には有効でないか弊害となると指摘し、変化の段階に適合しない処遇を行うことが禁忌であるとした。

2.3 多理論統合モデルの犯罪者処遇への適用

何人かの研究者達は、多理論統合モデルを犯罪者処遇の分野に適用することを主張してきており、実践もなされてきている。たとえば、Daniels & Murphy (1997) は、多理論統合モデルを基盤とするドメスティックバイオレンスの加害者の集団処遇プログラムを紹介し、同モデルの有用性を論じた。Tierney & McCabe (2005) は、性犯罪者処遇において、変化の段階の理論を含む多理論統合モデルを適用することが重要であるとして、具体的な処遇の留意事項を明らかにした。Wong et al. (2007) は、パーソナリティ障害がある暴力傾向のある203人を調査した結果、RNRモデルによって、アセスメントと治療を行うこと、ならびに、リスポンシビティを多理論統合モデルに基づいて考慮することが有益であると指摘した。加えて、Walters et al. (2007) は、アメリカの司法省における、保護観察官を対象とした、保護観察対象者や仮釈放者への保護観察処遇の手引きにおいて、上述の変化の段階の理論を適用することを推奨した。ニュージーランドにおいても受刑者への多理論統合モデルの適用に関して実践と検証が進んできている (e.g., Yong et al., 2015)。

多理論統合モデルを犯罪者に適用することについて、Casey, Day, & Howells (2005) は、

犯罪者への多理論統合モデルの適用に関する先行研究をレビューし、多理論統合モデルが犯罪者の行動の変化を評価するために一定の価値があることを認めつつも、変化の段階のモデルだけでは犯罪者が犯罪行動をしなくなるプロセスを説明することが困難であると指摘した。その理由として、Casey et al. (2005) は、多理論統合モデルは喫煙、飲酒など日常的に頻繁に起こる行動を変化させるために開発されたモデルであるが、犯罪行動は希な行動であって、必ずしも日常的ではないという。ただし、Polaschek, Anstiss, & Wilson (2010) は、260人の受刑者への調査、分析の結果、犯罪行動そのものの変化ではなく、犯罪を誘発するニーズとなる日常的な行動については、変化の段階のモデルが適合するとした。

3 考察

先述のとおり、法の趣旨に照らせば、日本の保護観察において、再犯リスクの考慮、処遇の焦点化および適合性の高い処遇の選択というRNRモデルの3要素は当然包含されている。ここでは、さらに、個々の制度において、RNRモデルがどのように具体化されているかを明らかにしていく。そこで、既に記したように、日本の保護観察において、処遇の密度、処遇の焦点、処遇の適合性に関連する制度である、(a) 段階別処遇制度、(b) 専門的処遇プログラム、(c) 不良措置ならびに (d) 良好措置を取り上げる。これらの制度について、RNRモデルの3つの観点を踏まえて検討する。

3.1 保護観察の段階別処遇制度について

日本の保護観察においては、段階別処遇制度（平成20年5月9日付け法務省保総第345号保護局長通達）によって、面接の方法や回数を決定している。保護観察官は、保護観察対象者を、改善更生の進捗や再犯可能性の程度及び補導援護の必要性等に応じて4段階に分類し、保護観察官や保護司の関与の程度や接触頻度等を決めている。具体的には、本件が再犯の多い罪種である人（窃盗、覚せい剤取締法違反、傷害又は暴行）、前歴がある人、保護観察中の再非行や不良措置がある人、特別遵守事項や生活行動指針による指導領域の数が多く人ほど濃密な関与をすることとしている。指導領域とは、交友関係、金銭管理、問題飲酒、薬物乱用、就労・就学、精神状態、居住関係、家族関係などである。さらに、保護観察開始後に遵守事項違反があり、不良措置をとらない場合には、処遇の段階を変更して、接触頻度を増やすこととされている。逆に、遵守事項等を遵守している生活状態を継続している場合には、接触頻度を緩和することともされている。つまり、日本の保護観察における段階別処遇とは、前歴と指導領域を踏まえて処遇の密度を決定し、その後の遵守事項の遵守状況を踏まえて、この密度を変更する仕組みである。前歴、指導領域の多さは、再犯リスクの高さを示すものである（Andrews & Bonta, 2010）。また、暴力団との交際を禁止する遵守事項など、再犯リスクを下げるために設定された遵守事項に違反した場合には、再犯リスクが上昇していることを意味している。つまり、段階別処遇制度においては、処遇の密度を決定する際に再犯リスクが考慮されていると言えるだろう。

日本の保護観察においては、交友、家庭、就労就学、賭け事、飲酒、薬物乱用等の再犯を誘発する要因に関して、特別遵守事項や生活行動指針を設定し、あるいは、段階別処遇制度における指導領域として、指導監督や補導援護を実施している。つまり、犯罪者や非行少年の再犯誘発性のニーズに焦点を当てた処遇を行っていると言えるだろう。ただし、

遵守事項は、再犯を誘発する要因のみではなく、指導監督を有効に実施するために必要な事項を含んでおり（鎌田、2007）、生活行動指針や指導領域には、再犯とは直接関係はないが、改善更生を促進するために有益な事項（社会参加活動への参加等）を含んでいる。

3.2 保護観察の専門的処遇プログラムについて

先述のとおり、日本の保護観察においては、認知行動療法の考え方を基盤として、犯罪を反復する傾向のある人を対象とする専門的処遇プログラム、すなわち、性犯罪者処遇プログラム、暴力防止プログラム、薬物再乱用防止プログラムならびに飲酒運転防止プログラムが実施されてきた。性犯罪者処遇プログラムにおいて、保護観察官は、性犯罪の保護観察対象者について、保護観察開始時に性犯罪歴などの静的リスク（固定的で変化しない要因）を評定して、保護観察官又は保護司との接触頻度を決定している。暴力防止プログラムにおいても、保護観察官は、暴力に至りやすい認知や行動、環境要因、個人の経歴や心身の状況、意欲等を把握し、保護観察処遇の密度を検討している。つまり、いずれのプログラムにおいても、再犯リスクの高低を考慮して保護観察処遇の密度を決定している。加えて、性犯罪者処遇プログラムにおいては、保護観察官が動的リスク（性的認知の歪み等変化しうる要因）を評定し、その後は、急性の動的リスク（再犯リスクが急激に高まっていることを示す要因）を定期的に判定している（法務省、2006）。動的リスクの評定項目は、10項目であり、(a) 性的活動への固執、(b) ストレス解消方法としての性的活動、(c) 性犯罪を許容する認知、(d) 問題解決スキル、(e) 対人関係スキル、(f) 他人への共感性、(g) 社会的サポート、(h) 再犯防止の計画、(i) 保護観察に対する態度、(j) 動機づけである。暴力防止プログラムにおいても、再犯リスク要因の評価に基づいて、保護観察処遇の焦点を検討している。これらは、再犯を誘発するニード要因に焦点を当てた犯罪者処遇と言えよう。なお、覚醒剤事犯者に関しては、受刑中の覚醒剤事犯者の一部を対象として、保護観察官による、薬物依存の程度、治療や生活環境に関するニードの調査を行っている（平成25年3月19日付け法務省保観第23号保護局長通達）。

このように、専門的処遇プログラムは、再犯リスクの高低に応じ、かつ、再犯誘発性ニードに焦点を当てた犯罪者処遇であると言える。

3.3 保護観察における不良措置の判断について

冒頭に述べたように、保護観察対象者が遵守事項に違反した場合には、矯正施設への収容を伴う不良措置が可能となる。不良措置の判断基準は法令に規定されているが、保護観察対象者の権利利益への重大な制約をもたらすことを踏まえ、措置の必要性和相当性を慎重に判断する必要がある（法第3条）。保護観察対象者の種類によって不良措置の種類が異なることから、不良措置の判断について論考する前提として、それぞれの法解釈について論じる。

まず、保護観察処分少年の施設送致決定の要件は、警告を受けた後に同じ遵守事項違反があり、その程度が重く、かつ、保護観察によっては本人の改善更生を図ることができないと認められることと規定されている（少年法第26条の4第1項）。この条文の解釈として、久木元・飯島・親家・川淵・岡崎（2011）は、保護観察処分少年の施設送致の要件を次の3つとした。すなわち、(a) 以前遵守事項違反を警告され、同じ遵守事項に違反した

こと、(b) その違反の程度が重く、保護観察では改善更生を図ることができない程度に達していること、(c) 保護観察を継続することでは要保護性が解消できず、施設送致が必要であることであり、これが通説的見解である（e.g., 裁判所職員総合研修所、2012；田宮・廣瀬、2009）。裁判所職員総合研修所（2012）によれば、要保護性の要素は、次の3点であるという。すなわち、(a) 当該少年の性格や環境に照らして、将来再び非行に陥る危険性があること（犯罪的危険性）、(b) 保護処分によって、犯罪的危険性が除去できる可能性が認められること（矯正可能性）、(c) 保護処分が当該少年に最も有効適切な処遇手段であること（保護相当性）である。

次に、少年院仮退院者の戻し収容の決定に関しては、少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったと認められ、少年院に戻すことが相当であると判断された場合に行うことができる旨規定されている（法第71条、第72条）。少年院仮退院者の戻し収容決定に関して、田宮・廣瀬（2009）は、遵守事項違反の事実（法第71条）のほか、戻し収容の必要性和相当性が求められ、必要性とは再非行のおそれであると指摘した。裁判所職員総合研修所（2012）によれば、家庭裁判所の実務においても、戻し収容は、その必要性和相当性の観点から判断しているという。具体的には、(a) 戻し収容の必要性とは再非行の危険性があることであり、(b) 戻し収容の相当性とは、少年院の矯正教育による犯罪的傾向の矯正が可能で（矯正可能性）、かつ、改善更生のためには少年院での処遇が最も適切であること（保護相当性）を意味するという。

第3に、遵守事項違反による仮釈放の取消しの法的要件に関しては、遵守事項違反の事実（刑法第29条第1項第4号）があることのみが法律に明文で規定されている。規則第91条によれば、保護観察所の長は、保護観察を継続することが相当であると認められる特別の事情がない限り、遵守事項に違反した仮釈放者について取消しの申出をするものとされている。この申出を受けた地方更生保護委員会は、仮釈放の基準に照らして、申出が相当であると認める場合には、仮釈放を取り消すものとされている（規則第96条）。したがって、仮釈放の基準を満たさなくなったかどうかは仮釈放取消しの判断事項である。仮釈放の基準とは、悔悟の情、改善更生の意欲、再犯のおそれ、保護観察に付することが改善更生のために相当かどうか、ならびに、社会の感情であると規定されている（規則第28条）。

最後に、遵守事項違反を事由とする保護観察付執行猶予の取消しに関しては、遵守事項違反の事実と情状が重いことが法的要件とされている（刑法第26条の2第2号）。「情状が重い」という文言の解釈については、いくつかの見解があり、一定の結論には達していない（勝田・羽間、2013）。保護観察付執行猶予の取消しに関して、更生保護法施行後の唯一の判例について論じた安部（2010）によれば、この判例では、情状が重いかどうかの判断において、(a) 当該保護観察対象者の保護観察への意欲の乏しさ、(b) 同人が専門的処遇プログラムを受けなかったため、将来の再犯の危険性が高まっていること、(c) 前件時と類似する生活状態に陥っていたことから、再犯の危険性が高まっていると言えること、ならびに、(d) 同人の現状を踏まえると保護観察の枠組みでは処遇の効果に疑念が認められることが指摘された。

以上を示した不良措置の要件や運用に関する議論をまとめるならば次のようになる。まず、不良措置の判断に当たっては、不良措置をとる必要性和相当性が認められることが求められる。必要性の判断においては、再犯リスクが高まっているかどうか为主要な判断事

項であり、相当性の判断においては、保護観察を継続することで改善更生が可能かどうか、換言すれば、当該保護観察対象者の現状に保護観察が適合しているかどうか重要な考慮事項であると言えるだろう。ただし、日本の保護観察対象者の種類には制度の相違があり、基本的原理が異なっている（勝田・羽間、2013）。したがって、不良措置のために求められる必要性や相当性の程度については、保護観察対象者の種類ごとに考察する必要があるだろう。たとえば、刑の執行の一態様である仮釈放者については、必ずしも、再犯の具体的危険性までは認められなくとも不良措置をとる場合がある。

現在、不良措置の判断においては、段階別処遇制度の通達に基づき、(a) 遵守事項違反の重大性、(b) 保護観察対象者の悔悟の情、更生の意欲、(c) 保護観察官又は保護司との接触状況、(d) 引受人又は監督者の監督力、ならびに、(e) 就労又は就学の状況を考慮している。これらの事項を必要性和相当性の観点からあえて区別するとすれば、遵守事項違反の重大性、保護観察対象者の意欲、監督者、就労・就学の4つの事項は、再犯リスクが高まっているかどうか（必要性）の判断の指標となろう。保護観察対象者の意欲、接触状況、監督者ならびに就労・就学の状況の4つの事項は、今後、保護観察を継続することによって改善更生が可能かどうか（相当性）の判断の指標と言えるだろう。相当性の判断に関して、行動変化の段階の理論と良き人生モデルの観点を踏まえると、相当性判断においては、行動変化に必要な内的条件（意欲）と外的条件（監督者、就労・就学）が重要な考慮要素とされているということになるだろう³⁾。このように、不良措置の判断においては、再犯リスクの高さと、保護観察の適合性が考慮されていると言えよう。

3.4 保護観察における良好措置の判断について

良好措置は、健全な生活態度を保っており、かつ、今後もそれを維持できると認定された保護観察対象者について、裁判所が決定した保護処分、刑罰あるいはその付随処分の内容を事実上軽減する方向に変更する措置である。規則の規定を見ると、保護観察処分少年の保護観察の解除の基準は、「健全な生活態度を保持している」ことに加えて、「保護観察を継続しなくとも、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、確実に改善更生することができる」こととされている（規則第82条）。少年院仮退院者の退院の基準（規則第89条）と仮釈放者の不定期刑の終了の基準（規則第98条）も、上記と同じ2つの基準が規定されている。これに対して、保護観察付執行猶予者の保護観察の仮解除の基準は、「健全な生活態度を保持している」ことと、「保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができる」こととされており（規則第103条）、「確実」（規則第82条、第89条、第98条）な改善更生までは求められていない点において、他の3種類の良好措置とは異なっている。

良好措置の判断基準を健全な生活態度の保持と今後の改善更生との2つに分けて論じていく。まず、保護観察対象者が「健全な生活態度を保持」（規則第82条第1項、第89条第1項、第98条、第103条）しているかどうかの判断について述べる。この「健全な生活態度を保持」することは、文字通り、法第50条第1号に規定する「再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること」という一般遵守事項を遵守していることであり、かつ、これを具体化した特別遵守事項である特定の行動の禁止（法第51条第2項第1号）および特定の行動の実行又は継続（同項第2号）を遵守しているこ

とである。つまり、健全な生活態度とは、再犯や再非行に結び付くような行動をしていない状態であり、再犯リスクが低減した状態を示す。したがって、良好措置の判断には、再犯リスクが低減したかどうかの判断を含むと言えよう。

RNRモデルにおけるリスクの観点では、再犯リスクが高い人には、密度の濃い犯罪者処遇を行うことが重視されているが、このことは、再犯リスクが低減した人には、密度を薄め、あるいは、処遇を実施しないということも含意している。良好措置において再犯リスクの低減を考慮していることは、再犯リスクの高低に応じた保護観察処遇を行っていることを意味すると言えよう。なお、変化の段階の理論を踏まえるならば、保護観察対象者が健全な生活態度を保持しているということは、保護観察期間を通じて、犯罪行動や非行を止めるという行動の変化、あるいは、再犯の要因となる行動の変化を開始し（実行段階）、継続している（維持段階）ということの意味するだろう。

良好措置の第2の要件である、保護観察対象者が「確実に改善更生することができる」（規則第82条第1項、第89条第1項、第98条）かの判断について論じる。この判断は、保護観察対象者の健全な生活態度が、現時点のみならず、将来も維持できるかという予測をすることにほかならない。

段階別処遇の通達によれば、良好措置の判断に当たっては、(a) 遵守事項の遵守、(b) 反省の程度、(c) 専門的処遇の必要性、(d) 家族、交友等の生活環境、(e) 就労就学、(f) 依存症等の障害、(g) 監督者および (f) 社会の感情を考慮することとされている。これらの8つの考慮事項を、先述の良好措置の2つの要件の観点から見ると、遵守事項の遵守、反省の程度、生活環境、就労就学、依存症ならびに監督者は、先述の健全な生活態度の保持（再犯リスクの低下）を判断する指標であると言えよう。他方、反省の程度、生活環境、就労就学、監督者、依存症等の障害および社会の感情という6つの考慮事項は、先述した変化の段階の考え方を踏まえるならば、保護観察対象者の行動変化の維持段階を将来に向かって継続することを促進する要因あるいは阻害する要因を示すと言えるだろう。上述した良き人生モデルの観点、すなわち、犯罪者の更生にはその人の基本的ニーズを実現するための内的条件と外的条件が整っているかどうか重要であるという考え方を踏まえるならば、上記の6つの考慮事項のうち、反省の程度と依存症等の障害は、保護観察対象者の内的条件であり、生活環境、就労就学、監督者ならびに社会の感情は外的条件であると整理できるだろう。

以上に述べたことをまとめるならば、良好措置においては、再犯リスクの低下に応じた処遇の密度の緩和の必要性和、健全な生活を維持するために保護観察処遇を実施する必要があるという意味で、保護観察対象者の状況が保護観察処遇に適合しなくなったことを判断していると言えよう。

3.5 保護観察における的確なアセスメントならびに処遇の重要性について

以上に論じてきたことをまとめるならば、まず、日本の段階別処遇と専門的処遇プログラムは、再犯リスクの高低に応じて、保護観察処遇の密度を変える制度である。加えて、再犯を誘発する要因に保護観察の焦点を当てるための仕組みも有している。つまり、これらの制度は、RNRのモデルのうち、リスクとニードの観点を含んでいると言えるだろう。また、不良措置と良好措置においては、再犯リスクの高低と保護観察への適合性を判断し

ており、リスクとリスポンシビティの要素を包含するものと考えられる。このように、現行の保護観察の具体的な枠組みや処遇の中には、RNRモデルの3つの要素が内包されていると言えるだろう。

ここで問題となるのは、より効果的な保護観察処遇のためのアプローチの一つとしてRNRモデルを踏まえるとするなら、保護観察官にはどのような観点が必要とされるかということである。まず、保護観察官は、本論文で明らかにしてきたような、現行の保護観察処遇に内在するRNRモデルの3つの要素－再犯リスクの考慮、処遇の焦点化および適合性の高い処遇の選択－を意識化し、個々の犯罪者や非行少年をこの3つの観点からアセスメントした上で、保護観察処遇を実施していくことが必要であろう。さらに、既に述べた通り、再犯防止のためには、RNRモデルと多理論統合モデルの両者の併用が有益であり、犯罪者処遇の方法や内容は、個々の犯罪者の行動変化の段階に適合させることが最も効果的であるとされている。保護観察において、行動変化の段階に適合した保護観察処遇を実施するためには、その前提として、個々の保護観察対象者がどのような段階にあるかをアセスメントすることが不可欠である。具体的には、一人ひとりの犯罪者や非行少年の自分の問題への気付き、行動変化の計画の有無や具体性、行動変化の実行、行動変化の継続期間などを把握することが極めて重要となる。たとえば、犯罪行為や非行をした後、裁判手続あるいは矯正処遇を通じて、前熟考段階、熟考段階を経て、準備段階まで変化の段階が進んでいる人については、実行段階や維持段階を支えることを重視して保護観察を実施することが有益であろう。他方、失敗や挫折があり、前の段階に逆戻りした場合や、保護観察開始当初から改善更生の意欲が低い人には、行動の変化を開始するよう働きかけることが必要であるだろう。このように、保護観察官には、個々の保護観察対象者がどのような行動変化の段階にあるかについての的確なアセスメントと処遇が求められると言えよう。

より具体的な例として、すでに取り上げた保護観察所の専門的処遇プログラムについて言えば、これらは、(a) 犯罪行動に至る問題の自覚、(b) 対処方法の検討、(c) 行動変化の計画を、共通した内容としている。変化の段階の理論を踏まえるならば、これらの働きかけは、前熟考段階、熟考段階から準備段階へと変化の段階を進めていくプロセスにもっとも適合すると言える (Tierney & McCabe, 2005)。したがって、専門的処遇プログラムを実施するに当たっては、あらかじめ、保護観察対象者の変化の段階をアセスメントし、どの内容に処遇の重点を置くかを意識的に選ぶことが肝要であろう。たとえば、すでに、準備段階にあるとアセスメントできる事例なら、専門的処遇プログラムを通じて、今後の生活計画を再確認し、行動変化の実行段階と維持段階を継続するよう動機づけるとともに、同プログラム修了後の保護観察において、実行段階や維持段階を支えるための継続的なフォローアップを行うことが有益であると言えよう。

注

¹⁾ 専門的処遇プログラムとは、犯罪を反復する傾向のある保護観察対象者について、心理学等の専門的知識に基づく体系化された手順による処遇として、告示されているものである (平成20年法務省告示第219号)。具体的には、性犯罪者処遇プログラム、覚せい剤事犯者処遇プログラム、暴力防止プログラムおよび飲酒運転防止プログラムの4種類がある。いずれも、認知行動療法の考え方を基盤とする。保護観察官が実施する5回のコア・プログラムを中核として、保護観察対象者の犯罪に結びつく認知や行動の修正を図るものである。

²⁾ 性犯罪者の再犯リスク要因は、Andrews & Bonta (2010) の8要因とは異なるとされている。Hanson

& Harris (2000) によれば、前歴等のほか、次の5つであるという。すなわち、(a) 親密性の問題（たとえば、交際相手の不存在、交際相手と親密性を保てないこと、子どもへの同一化、女性への敵意、社会的孤立）、(b) 社会環境からの影響（たとえば、悪影響を及ぼす交友関係）、(c) 性的加害を容認する態度（たとえば、強姦や幼児性愛を容認するような性的認知の歪み）、(d) 性的な自己統制（たとえば、自慰行為等の性行為への没頭、ストレスコーピングに性的行動を用いたりすること、性的関心の歪み）、(e) 一般的な自己統制（たとえば、衝動性、問題解決スキルの貧弱さ、攻撃性）である。

³⁾ 保護観察官や保護司との接触状況は、保護観察対象者が保護観察官や保護司の指導をきちんと受け、改善更生していこうとする動機づけの高さを示すと考えるならば、内的条件の一つと考えることができる。

謝辞

本論文の執筆に当たり、懇切な御指導・御助言をいただきました千葉大学羽間京子教授に深謝申し上げます。

文献

- 安部哲夫 (2010). 執行猶予取消しに係る保護観察遵守事項違反の「その情状が重いとき」にあたと判断された事例 刑事法ジャーナル、25, 71-79.
- Andrews, D. A., & Bonta, J. (2010). *The psychology of criminal conduct*. 5th ed. New Providence, NJ: Matthew Bender & Company.
- Andrews, D. A., Bonta, J., & Hoge, R. D. (1990). Classification for effective rehabilitation: Rediscovering psychology. *Criminal Justice and Behavior*, 17, 19-52.
- Andrews, D. A., Bonta, J., & Wormith, J. S. (2011). The risk-need-responsivity (RNR) model: Does adding the good lives model contribute to effective crime prevention? *Criminal Justice and Behavior*, 38, 735-755.
- Andrews, D. A., & Dowden, C. (2006). Risk principle of case classification in correctional treatment: A meta-analytic investigation. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 50, 88-100.
- Bandura, A. (1997). The anatomy of stages of change. *American Journal of Health Promotion*, 12, 8-10.
- Bandura, A. (1998). Health promotion from the perspective of social cognitive theory. *Psychology & Health*, 13, 623-649.
- Bonta, J. (2012). The RNR model of offender treatment: Is there value for community corrections in Japan? *Japanese Journal of Offenders Rehabilitation*, 1, 29-56.
- Casey, S., Day, A., & Howells, K. (2005). The application of the transtheoretical model to offender populations: Some critical issues. *Legal and Criminological Psychology*, 10, 157-171.
- Daniels, J. W., & Murphy, C. M. (1997). Stages and processes of change in batterers' treatment. *Cognitive and Behavioral Practice*, 4, 123-145.
- Hanson, R. K., Bourgon, G., Helmus, L., & Hodgson, S. (2009). A meta-analysis of the effectiveness of treatment for sexual offenders: Risk, need, and responsivity. Public Safety Canada. Retrieved from <http://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/2009-01-trt/index-eng.aspx> (December 17, 2015)
- Hanson, R. K., & Harris, A. (2000). The Sex Offender Need Assessment Rating (SONAR): A Method for Measuring Change in Risk Levels. Public Safety Canada. Retrieved from <http://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/sx-ffndr-nd/index-eng.aspx> (December 17, 2015)
- Herzog, T. A., & Blagg, C. O. (2007). Are most precontemplators contemplating smoking cessation?: Assessing the validity of the stages of change. *Health Psychology*, 26, 222-231.
- Hemphill, J. F., & Howell, A. J. (2000). Adolescent offenders and stages of change. *Psychological Assessment*, 12, 371-381.
- 法務省 (2006). 性犯罪者処遇プログラム研究会報告書 平成 18 年 3 月 Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/000002036.pdf> (December 17, 2015)
- 鎌田隆志 (2007). 更生保護法の解説—少年事件に関連する規定を中心として— 家庭裁判月報、59 (12), 45-100.
- 勝田聡・羽間京子 (2013). 仮釈放者と執行猶予者の保護観察処遇の相違について—刑罰の基本原則を踏まえた考察— 千葉大学教育学部研究紀要、61, 345-352.
- 久木元伸・飯島泰・親家仁・川淵武彦・岡崎忠之 (2011). 第1編 少年法等の一部を改正する法律の解説 少年法等の一部を改正する法律及び少年審判規則等の一部を改正する規則の解説 法曹会 pp.1-156
- Ogloff, J. R. P., & Davis, M. R. (2004). Advances in offender assessment and rehabilitation: Contributions of the

- risk-needs-responsivity approach. *Psychology, Crime & Law*, 10, 229-242.
- Polaschek, D. L. L., Anstiss, B., & Wilson, M. (2010). The assessment of offending-related stage of change in offenders: Psychometric validation of the URICA with male prisoners. *Psychology, Crime & Law*, 16, 305-325.
- Prendergast, M. L., Pearson, F. S., Podus, D., Hamilton, Z. K., & Greenwell, L. (2013). The Andrews' principles of risk, need, and responsivity as applied in drug abuse treatment programs: Meta-analysis of crime and drug use outcomes. *Journal of Experimental Criminology*, 9, 275-300.
- Prochaska, J. O., DiClemente, C. C., & Norcross, J. C. (1992). In search of how people change: Applications to addictive behaviors. *American Psychologist*, 47, 1102-1114.
- Prochaska, J. O., & Norcross, J. C. (2001). Stages of change. *Psychotherapy*, 38, 443-448.
- Prochaska, J. O., & Norcross, J. C. (2014). *Systems of psychotherapy: A trans-theoretical analysis*. 8th ed. Boston, MA: Cengage Learning.
- 裁判所職員総合研修所 (2012). 少年法実務講義案 再訂補訂版 司法協会
- 染田恵 (2012). 犯罪者の社会内処遇における最善の実務を求めて—実証的根拠に基づく実践の定着、RNR モデルと GL モデルの相克を超えて— 更生保護学研究, 1, 123-147.
- 田宮裕・廣瀬健二 (2009). 注釈少年法 第 3 版 有斐閣
- Tierney, D. W., & McCabe, M. P. (2005). The utility of the Trans-Theoretical Model of Behavior Change in the treatment of sex offenders. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 17, 153-170.
- Walters, S. T., Clark, M. D., Gingerich, R., & Meltzer, M. L. (2007). Motivating offenders to change: A guide for probation and parole. U. S. Department of Justice, National Institute of Corrections. Retrieved from <http://www.victimofcrime.org> (August 5, 2015)
- Ward, T., Mann, R. E., & Gannon, T. A. (2007). The good lives model of offender rehabilitation: Clinical implications. *Aggression and Violent Behavior*, 12, 87-107.
- Ward, T., & Stewart, C. A. (2003). Good lives and the rehabilitation of sexual offenders. In T. Ward, D. R. Laws, & S. M. Hudson (Eds). *Sexual deviance: issues and controversies* (pp. 21-44). Thousand Oaks, CA: Sage.
- Ward, T., Yates, P. M., & Willis, G. M. (2012). The good lives model and the risk need responsivity model: A critical response to Andrews, Bonta, and Wormith (2011). *Criminal Justice and Behavior*, 39, 94-110.
- Wong, S. C. P., Gordon, A., & Gu, D. (2007). Assessment and treatment of violence-prone forensic clients: An integrated approach. *British Journal of Psychiatry*, 190, s66-s74.
- Yong, A. D., Williams, M. W. M., Provan, H., Clarke, D., & Sinclair, G. (2015). How do offenders move through the stages of change? *Psychology, Crime, & Law*, 21, 375-397.